

序章 小浜市都市計画マスタープランの役割と構成

1. 改訂の背景

現行の『小浜市都市計画マスタープラン』は、市民に最も近い立場にある小浜市が、創意工夫のもと、市民の意見を反映させながら、めざすべき都市の将来像を明らかにし、それを実現するための具体的な方針を定めることを目的として、平成13年5月に策定されました。

策定から約10年が経過する中で、「食」をテーマとした独自のまちづくり施策や都市基盤・都市環境の整備などを進めてきました。

一方で、本格的な人口減少社会の到来、世界に類をみない少子化・高齢化の進展、環境問題の深刻化、大規模な自然災害の発生、生活の質に対する市民ニーズの高まり、行財政の硬直化など、まちづくりを取り巻く環境は大きく変化しています。

本市においても、JR小浜線の電化、舞鶴若狭自動車道小浜ICの開通およびこれに伴う周辺の土地利用問題、景観行政の推進、つばき回廊商業棟跡地活用問題など、まちづくりの骨格となる部分が大きく変化しています。

今回の改訂は、本市の最上位計画である第5次小浜市総合計画の内容に即した見直しを行うとともに、厳しい社会経済情勢にある中で、本市の優れた自然・歴史・伝統文化・食文化・伝統工芸・地域産業・コミュニティ^(※)などを活かした誇りのもてるまちづくりを進めていくために必要な見直しを行うことを目的としています。

2. 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、主に都市計画分野を中心としたまちづくりのあり方や進め方などを定めるものであり、次のような役割があります。

①実現すべき具体的な都市の将来像を明らかにする

- ・これからの小浜市のまちづくりについて、実現すべき具体的な将来像やまちづくりの方針、地域のまちづくりの進め方などを、市民にわかりやすい表現で明らかにします。

②具体的な都市計画の決定・変更の指針となる

- ・土地利用規制や道路・公園計画などの具体的な都市計画を決定・変更する際の指針となるものです。

③個別の都市計画・まちづくり分野の相互調整を図る

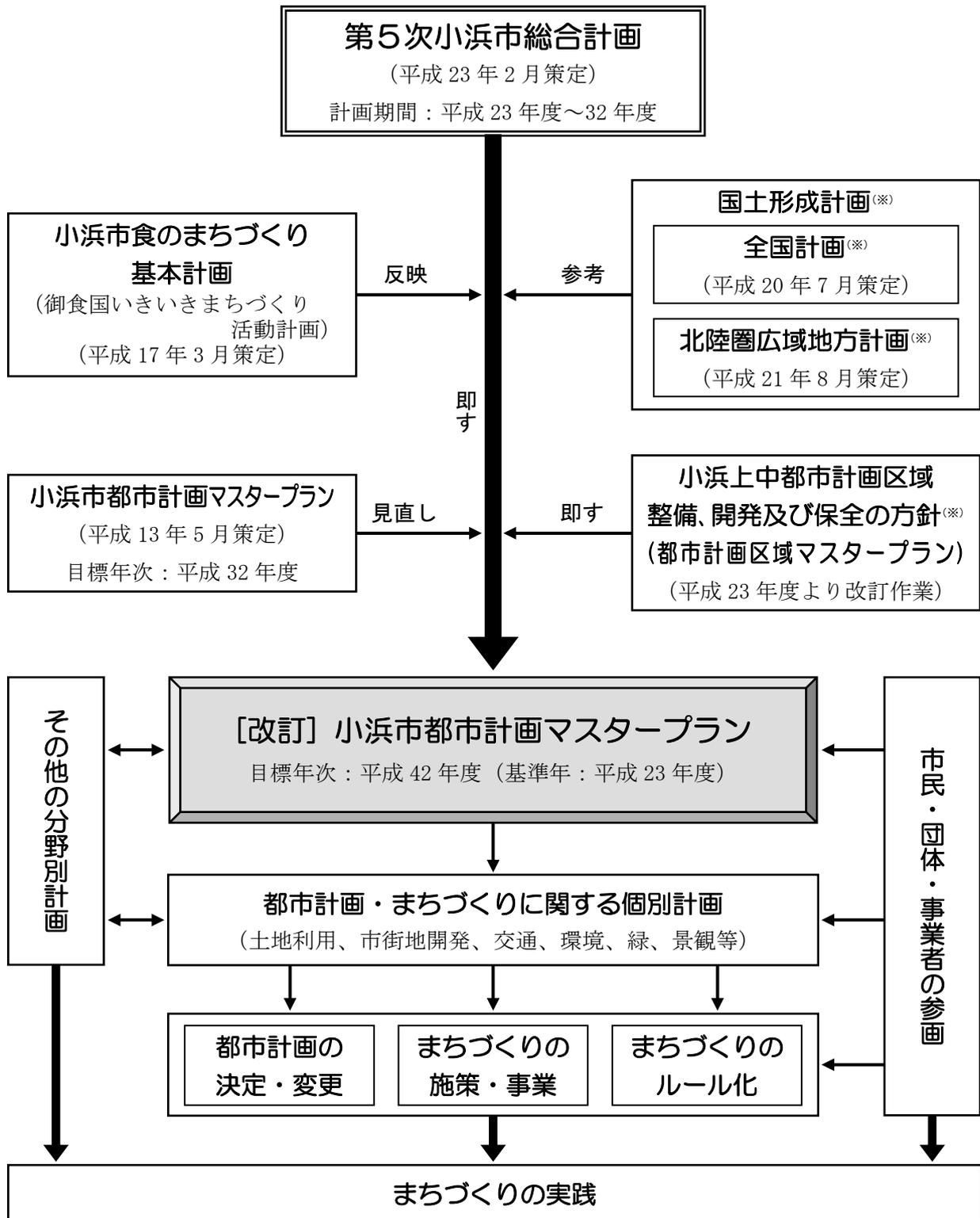
- ・土地利用、都市施設・都市基盤整備等の都市計画分野のほか、自然環境の保全や景観形成、防災等の個別のまちづくり分野についても相互に調整を図り、一体的なまちづくりの推進をめざします。

④市民・団体・事業者の理解、具体のまちづくりに対する合意形成を図る

- ・まちづくりの考え方を市民・団体・事業者・行政が共通の目標として共有することにより、まちづくりに対する理解を深め、事業や施策への合意形成や市民・団体・事業者の参画を容易にします。

3. 小浜市都市計画マスタープランの位置づけ

[改訂]小浜市都市計画マスタープラン（以下「本計画」という。）は、都市計画法第 18 条の 2 「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に基づく計画として、「第 5 次小浜市総合計画」に即すとともに、関連計画との相互調整を図りながら定められ、都市計画やまちづくりに関する個別計画の上位計画としての位置づけを有します。



4. 小浜市都市計画マスタープランの基本的枠組み

(1) 対象区域

土地利用の規制・誘導や都市機能の配置、都市施設の整備など、主に都市計画分野に関する事項については都市計画区域^(※)を対象とし、自然環境の保全や景観形成、観光や交流、定住や地域コミュニティ^(※)など、本市の骨格に関わる事項については市全域を対象とします。

(2) 目標年次

都市計画マスタープランは、長期的な視野に立つ中で、あるべきまちの姿を描くことが望ましいとされていますが、厳しい社会経済情勢にある中で、長期的な展望を確実なものとして予測することは困難となっています。

このため、平成 23 年度を基準年として、概ね 20 年後の平成 42 年度を目標年次におき、まちづくりに関する諸施策を確実に推進していくものとします。

また、概ね 10 年後の平成 32 年度を中間年次とし、本計画の達成状況などについて評価・解析を行うとともに、必要な見直し等を行っていきます。

(3) 小浜市都市計画マスタープランの構成

本計画は、大きく次のように構成されています。

